

東大阪市立新博物館整備事業に関する官民対話調査実施要領

令和8年7月6日（月）

東大阪市人権文化部文化室文化財課

1 調査の目的

本調査は、東大阪市立新博物館整備事業（以下「本事業」という。）を実施する事業者を選定するに当たり、実施方針の公表前において本事業の事業条件（業務範囲、リスク分担、工期、施設整備・維持管理運営内容等）に関し、民間事業者の幅広いご意見及びご提案を受け付け、事業及び事業者公募の条件に反映することを目的とします。

2 本事業について

本事業の概要については市のウェブサイトに公表している東大阪市立新博物館整備基本計画（<https://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000040529.html>）等をご参照ください。

また、官民対話参加者には「事前質問票（対話シート）」、「対話用基礎資料」を事前に送付する予定です。

3 スケジュール

実施要領の公表	令和8年7月6日（月）
官民対話調査の参加申込期限	令和8年7月15日（水）15：00 まで
個別対話の実施日時及び集合場所の連絡	令和8年7月17日（金）まで
事前質問票の提出期限	令和8年7月27日（月）15：00 まで
個別対話の実施	令和8年7月29日（水） 令和8年7月30日（木） 令和8年7月31日（金）の3日間（予定）
調査結果概要の公表	令和8年9月以降（予定）

4 官民対話調査の内容

(1) 官民対話調査対象者

本事業の実施事業者として参加意向又は実施事業者の一部業務を担う意向を有する法人又は法人グループとします。ただし、次に該当する者を除きます。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する入札参加の資格の制限に該当する者。
- イ 東大阪市入札参加停止要綱による入札参加停止期間中の者。
- ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされ、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者。ただし、手続き開始決定を受けている者を除く。
- エ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項の規定による会社整理の開始の申立て又は同条第 2 項の規定による通告がなされている者。
- オ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産の申立てがなされている者。
- カ 直近事業年度の法人税、法人住民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納している者。
- キ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 9 条に示す欠格事由に該当する者。
- ク 次の(ア)から(カ)までのいずれかの場合に該当する者。
 - (ア) 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又は支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - (イ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (ウ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - (エ) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (オ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (カ) 契約の相手方が(ア)から(オ)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(2) 質問項目案

個別対話の実施日時及び集合場所の連絡と合わせて、事前質問票（対話シート）を送付します。（想定している項目は下表のとおり。）対話当日は時間が限られているため、簡潔で構いませんので、事前質問票へ記入の上、7月27日（月）15時までに「8問合せ先」のみずほ総合研究所宛に電子メールで送信してください。

No	項目	主な論点	参照資料
1	本事業の基本スキームについて	・業務範囲、リスク分担、事業期間等について	・対話用基礎資料
2	施設整備計画等について	・施設整備計画等の前提について ・導入機能の配置・階層構成・諸室計画について ・収蔵庫について ・展示計画について ・什器等選定・設置等について	
3	開館準備業務について	・開館準備業務について	
4	維持管理業務について	・維持管理業務について	
5	運營業務等について	・運營業務全般や個別の業務について ・民間収益事業の提案可能性について	
6	参画意向等について	・参画にあたっての条件、課題、懸念事項等について	

5 官民対話調査の手続き

(1) 官民対話調査の参加申込み

官民対話調査の参加を希望する場合は、別紙1 参加申込用紙及び別紙2 秘密保持誓約書に必要事項を記入し、件名を【東大阪市立新博物館整備事業に関する官民対話調査参加申込み】として、申込先に電子メールでご提出ください。

ア 申込受付期間

令和8年7月6日（月）から令和8年7月15日（水）15:00 まで

イ 申込先

「8 問合せ先」のみずほ総合研究所宛に電子メールで送信すること

(2) 個別対話の日時及び集合場所の連絡

個別対話の日時及び集合場所については、令和8年7月17日（金）までに参加申込みのあった法人又は法人グループの担当者宛てに、電子メールで連絡します。希望に沿えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

また、集合場所等の連絡とあわせて、「事業概要書」、「事前質問票（対話シート）」及び「対話用基礎資料」を電子メールにて送信します。

(3) 個別対話の実施

ア 実施日時

令和8年7月29日（水）10:00～17:00

令和8年7月30日（木）10:00～17:00

令和8年7月31日（金）10:00～17:00

※対話時間は1法人又は1法人グループあたり50分程度

イ 実施場所

東大阪市役所 16階会議室

※希望により、Web会議システムによる対話（Teams）も可能です。

※当日集合場所は以下のとおりです。

郵便番号：〒577-8521

住 所：大阪府東大阪市荒本北一丁目1番1号

東大阪市役所 16階文化財課

ウ 参加者

官民対話の参加者は1法人又は1法人グループにつき5名以内としてください。

エ その他

- (ア) 希望者に対しては Web 会議システムによる対話（Teams）を行うことも想定しております。
- (イ) 官民対話は、参加事業者のアイデア及びノウハウの保護のため、個別に行います。
- (ウ) 官民対話の実施に際して、特に資料の提出は求めませんが、説明のために必要な場合には、提出分として計 10 部ご持参ください。ご要望がある参加者には、提出資料を返却いたします。
- (エ) 本事業に関する事業者公募が実施される場合は、官民対話への参加実績が優位性を持つものでなく、評価の対象になりませんのでご承知おきください。
- (オ) 官民対話でのご意見及びご提案については、事業者公募の条件を検討する際の参考といたしますが、必ず条件に反映されるものではないことにご留意ください。
- (カ) 本事業に関係のない提案その他官民対話の目的や趣旨から外れた内容についての提案があった場合は、当該参加事業者に対して対話を実施しない（中断する）場合があります。

6 留意事項

(1) 費用負担

官民対話調査への参加に要する費用は、参加事業者の負担とします。

(2) 個別対話の対応者

個別対話は、本事業アドバイザー業務受託者であるみずほ総合研究所及び株式会社ニュージェックが対応しますが、東大阪市職員も同席を予定しております。

(3) 追加対話への協力

官民対話終了後、必要に応じて追加の対話（文書照会を含む。）、アンケート等を実施させていただくことがあります。その際にはご協力をお願いします。

(4) 事前送付資料の取り扱いについて

事前に送付予定の資料については、官民対話以外の目的では使用せず、秘密保持誓約書に基づき取り扱ってください。

(5) 調査結果概要の公表

官民対話調査結果概要について、参加事業者名称を非公表としたうえ市ウェブサイトにて公表を予定しています。

7 資料等

別紙 1 参加申込用紙

別紙 2 秘密保持誓約書

資料（申込事業者に事前送付）：「事前質問票（対話シート）」、「対話用基礎資料」

8 問合せ先

みずほ総合研究所 ソーシャルイノベーションコンサルティング部 平野、佐々木 郵便番号：〒100-8176 住 所：東京都千代田区大手町1丁目5番5号 電 話：080-1069-4130（平野携帯） 080-4059-4099（佐々木携帯） E-mail：satoshi.hirano@mizuho-rt.co.jp（平野） rina.sasaki@mizuho-rt.co.jp（佐々木）

※官民対話調査は「東大阪市立新博物館整備に係る PFI 等導入可能性調査及びアドバイザー業務」の一部として、みずほ総合研究所及び株式会社ニュージェックに委託し実施するものです。

以上